

お問合せの多いご質問（令和4年1月24日掲載）

このQ&Aは、軽減・インボイスコールセンターに寄せられたインボイス制度に関するご質問などのうち、お問合せの多い事項について集約したものです。

I 適格請求書等保存方式の概要等

問1 適格請求書等保存方式（いわゆる「インボイス制度」）の概要を教えてください。

II 適格請求書発行事業者の登録制度

問2 適格請求書発行事業者の登録は、どのような手続で行うのですか。

問3 適格請求書発行事業者の登録は、どのような方法で通知されますか。

問4 登録申請書の提出は、令和3年10月1日から行うことができますとのことですが、インボイス制度が始まる令和5年10月1日から登録を受けるためには、いつまでに登録申請書を提出すればよいですか。

問5 免税事業者が令和5年10月1日の属する課税期間中に登録を受ける場合の取扱いについて教えてください。また、この場合、いつから課税事業者となりますか。

問6 個人事業者が、令和5年10月1日から適格請求書発行事業者の登録を受ける場合における、令和5年1月1日から令和5年12月31日までの課税期間（令和5年分）の消費税の申告について具体的に教えてください。

問7 免税事業者が令和5年10月1日の属する課税期間中に登録を受ける場合には、登録を受けた日から課税事業者になるとのことですが、その課税期間から簡易課税制度の適用を受けることができますか。

問8 登録申請書を提出してから登録の通知を受けるまでにどの程度の期間がかかりますか。

問9 当社は、軽減税率対象品目の販売を行っていませんが、適格請求書発行事業者の登録を必ず受けなければなりませんか。

問10 インボイス制度に関する登録申請書等の様式はどのように入手できますか。

III 適格請求書発行事業者の義務等

問11 当社は、事業者に対して飲食料品及び日用雑貨の卸売を行っています。適格請求書の記載事項を満たす請求書を取引先に交付したいと考えていますが、どのような対応が必要ですか。

問12 当社は、商品の納品の都度、取引先に納品書を交付しています。令和5年10月から、納品書に、税率ごとに区分して合計した税込価額、適用税率と納品書ごとに計算した消費税額等の記載を追加するとともに、請求書に登録番号の記載を追加すれば、納品書と請求書を合わせて適格請求書の記載事項を満たすことになりますか。また、その場合、端数処理はどのように行えばよいでしょうか。

IV 適格請求書等保存方式の下での仕入税額控除の要件

問13 インボイス制度開始後の一定期間、免税事業者等からの仕入税額相当額の一定割合を控除できる経過措置について教えてください。

※ その他のご質問につきましては、「[インボイス制度に関するQ&A目次一覧](#)」をご覧ください。

I 適格請求書等保存方式の概要等

(適格請求書等保存方式の概要)

問1 適格請求書等保存方式（いわゆる「インボイス制度」）の概要を教えてください。

【答】

令和5年10月1日以後、区分記載請求書等保存方式における請求書等の保存に代えて、「適格請求書発行事業者」から交付を受けた「適格請求書等」の保存が仕入税額控除の要件となります。適格請求書発行事業者は、取引の相手方である課税事業者から求められた場合、適格請求書等の交付及び写しの保存が義務付けられます。

適格請求書には、区分記載請求書の記載事項に加え、適格請求書発行事業者登録番号、適用税率及び税率ごとに区分して合計した消費税額等を記載する必要があります。

また、適格請求書等保存方式（以下「インボイス制度」といいます。）開始後、6年間（令和5年10月から令和11年9月までの間）は、免税事業者等からの課税仕入れについて、仕入税額相当額の一定割合を仕入税額とみなして控除できる経過措置が設けられています。

なお、この経過措置による仕入税額控除の適用に当たっては、免税事業者等から受領する区分記載請求書等と同様の事項が記載された請求書等の保存とこの経過措置の適用を受ける旨（80%控除・50%控除の特例を受ける課税仕入れである旨）を記載した帳簿の保存が必要です。

この経過措置を適用できる期間等は、次のとおりです。

- ・令和5年10月1日から令和8年9月30日までは仕入税額相当額の80%
- ・令和8年10月1日から令和11年9月30日までは仕入税額相当額の50%

インボイス制度の概要について詳しくお知りになりたい方は、「[消費税の仕入税額控除制度における適格請求書等保存方式に関するQ&Aの問1](#)」をご覧ください。

II 適格請求書発行事業者の登録制度

(登録の手続)

問2 適格請求書発行事業者の登録は、どのような手続で行うのですか。

【答】

適格請求書発行事業者の登録を受けようとする事業者（登録を受けることができるのは、課税事業者に限られます。）は、納税地を所轄する税務署長に適格請求書発行事業者の登録申請書（以下「登録申請書」といいます。）を提出する必要があります。

登録申請書は、e-Taxを利用して提出できますので、ぜひご利用ください（個人事業者はスマートフォンでも手続が可能となります）。詳しくは、インボイス制度特設サイト内「申請手続」に掲載されている「適格請求書発行事業者の登録申請データ作成マニュアル（e-Taxソフト（WEB版））」等をご覧ください。

なお、郵送等により登録申請書を提出する場合の送付先は、各国税局（沖縄国税事務所を含みます。以下同じです。）のインボイス登録センターとなります。インボイス登録センターの所在地や登録申請書等の様式については、インボイス制度特設サイト内「申請手続」をご覧ください。

登録申請書の提出を受けた税務署長は、登録拒否要件に該当しない場合には、適格請求書発行事業者登録簿に法定事項を登載して登録を行い、登録を受けた事業者に対して、その旨を通知することとされています。

また、適格請求書発行事業者の情報は、国税庁ホームページ「適格請求書発行事業者公表サイト」において公表されます。

なお、免税事業者が登録を受ける場合の手続については、問5《免税事業者が令和5年10月1日の属する課税期間中に登録を受ける場合》をご参照ください。

(登録通知)

問3 適格請求書発行事業者の登録は、どのような方法で通知されますか。

【答】

適格請求書発行事業者の登録の通知については、登録申請書をe-Taxにより提出して、登録通知について電子での通知を希望した場合は、「送信結果・お知らせ」の「通知書等一覧」に登録番号等が記載された登録通知書がデータで格納され、その他の場合は、書面にて登録番号等が記載された登録通知書が送付されます。（格納された登録通知データの確認については、インボイス制度特設サイト内「申請手続」に掲載されている「登録通知データ確認マニュアル」等をご覧ください。）

電子での通知は、

- ・税務署での処理後、速やかに電子通知が行われるため、書面より早期に登録通知書を受領することができ、
- ・「通知書等一覧」内にデータ保管されるため、登録通知書の紛失のおそれがなく、

・メールに登録通知のデータを添付して、取引先等に連絡することができますので、ぜひご利用ください。

(登録申請のスケジュール)

問4 登録申請書の提出は、令和3年10月1日から行うことができますとのことですが、インボイス制度が始まる令和5年10月1日から登録を受けるためには、いつまでに登録申請書を提出すればよいですか。

【答】

インボイス制度が始まる令和5年10月1日から登録を受けようとする事業者は、原則として、令和5年3月31日までに納税地を所轄する税務署長に登録申請書を提出する必要があります。登録申請書は、e-Taxを利用して提出できますので、ぜひご利用ください（個人事業者はスマートフォンでも手続きが可能となります）。郵送等により登録申請書を提出する場合の送付先は、各国税局のインボイス登録センターとなります。インボイス登録センターの所在地は、インボイス制度特設サイト内「申請手続」をご覧ください。

なお、免税事業者が登録を受けるためには、原則として、消費税課税事業者選択届出書（以下「課税選択届出書」といいます。）を提出し、課税事業者となる必要がありますが、適格請求書発行事業者登録簿に登載された日（以下「登録日」といいます。）が令和5年10月1日の属する課税期間中である場合は、課税選択届出書を提出しなくても、登録を受けることができます。（詳細については、問5《免税事業者が令和5年10月1日の属する課税期間中に登録を受ける場合》をご参照ください。）

(免税事業者が令和5年10月1日の属する課税期間中に登録を受ける場合)

問5 免税事業者が令和5年10月1日の属する課税期間中に登録を受ける場合の取扱いについて教えてください。また、この場合、いつから課税事業者となりますか。

【答】

免税事業者が令和5年10月1日の属する課税期間中に登録を受けることとなった場合には、登録日（令和5年10月1日より前に登録の通知を受けた場合であっても、登録の効力は登録日である令和5年10月1日から生じることとなります。）から課税事業者となる経過措置が設けられています。

したがって、この経過措置の適用を受けることとなる場合は、登録日から課税事業者となり、登録を受けるに当たり、課税選択届出書を提出する必要はありません。

なお、経過措置の適用を受けて適格請求書発行事業者の登録を受けた場合、登録日から課税事業者となり、基準期間の課税売上高にかかわらず、登録日から課税期間の末日までの期間について、消費税の申告が必要となります。

(課税事業者として消費税の確定申告が必要となる期間 (個人事業者の場合))

問6 個人事業者が、令和5年10月1日から適格請求書発行事業者の登録を受ける場合における、令和5年1月1日から令和5年12月31日までの課税期間 (令和5年分) の消費税の申告について具体的に教えてください。

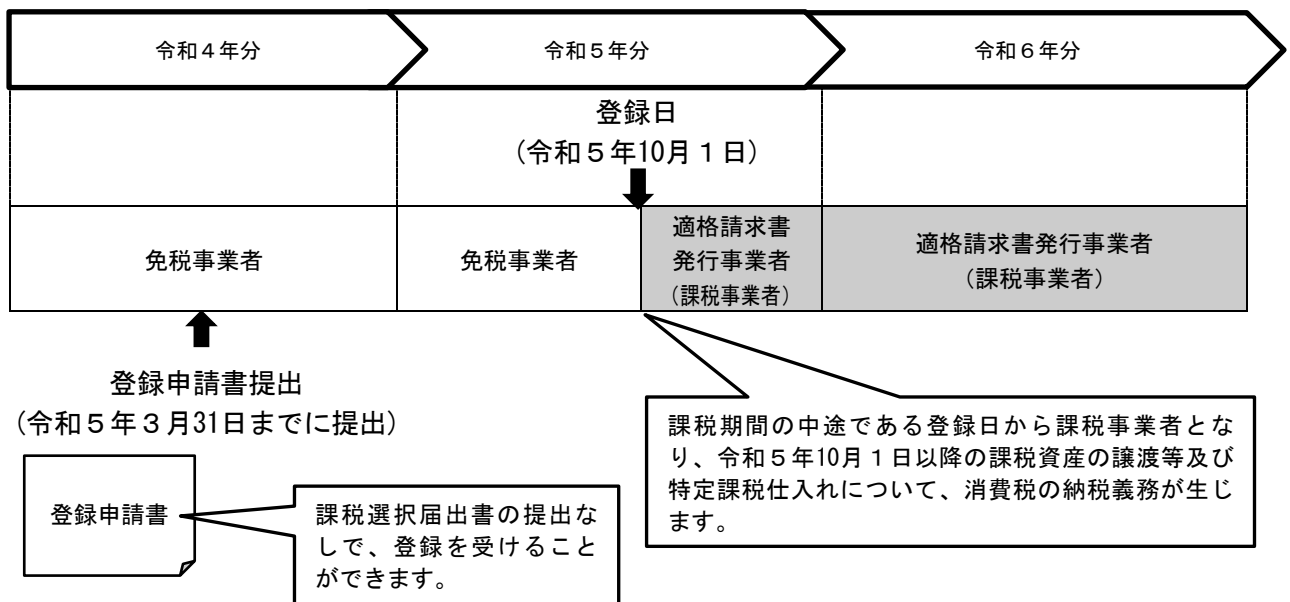
【答】

- 1 令和5年分について免税事業者である個人事業者が適格請求書発行事業者の登録を受けた場合 (登録に際して令和5年分を適用開始課税期間とする課税選択届出書を提出した場合を除きます。)

令和5年分について免税事業者である個人事業者が令和5年10月1日から適格請求書発行事業者の登録を受けた場合 (令和5年10月1日より前に登録の通知を受けた場合であっても、登録の効力は登録日である令和5年10月1日から生じることとなります。) には、登録日である令和5年10月1日以降は課税事業者となりますので、令和5年10月1日から令和5年12月31日までの期間に行った課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れについて、令和5年分の消費税の申告が必要となります。

《免税事業者に係る登録の経過措置》

(例) 免税事業者である個人事業者が令和5年10月1日から登録を受けるため、令和5年3月31日までに登録申請書を提出し、令和5年10月1日から登録を受けた場合



2 令和5年分について課税事業者である個人事業者が適格請求書発行事業者の登録を受けた場合（登録に際して令和5年分を適用開始課税期間とする課税選択届出書を提出した場合を含みます。）

令和5年分について課税事業者である個人事業者が適格請求書発行事業者の登録を受けた場合、適格請求書発行事業者の登録日は令和5年10月1日となりますが、その課税期間（令和5年1月1日から令和5年12月31日まで）中に行った課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れについて、令和5年分の消費税の申告が必要となります。

（参考）令和4年1月1日から令和4年12月31日までの課税期間（令和4年分）について免税事業者である個人事業者が令和4年中に登録の通知を受けたとしても、適格請求書発行事業者の登録日は令和5年10月1日となりますので、令和4年分の消費税の申告は必要ありません。

（簡易課税制度を選択する場合の手続等）

問7 免税事業者が令和5年10月1日の属する課税期間中に登録を受ける場合には、登録を受けた日から課税事業者になるとのことですが、その課税期間から簡易課税制度の適用を受けることができますか。

【答】

簡易課税制度は、課税期間の基準期間の課税売上高が5,000万円以下であり、原則として、適用を受けようとする課税期間の初日の前日までに「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出している場合に適用することができます（簡易課税制度の選択は任意です。）。

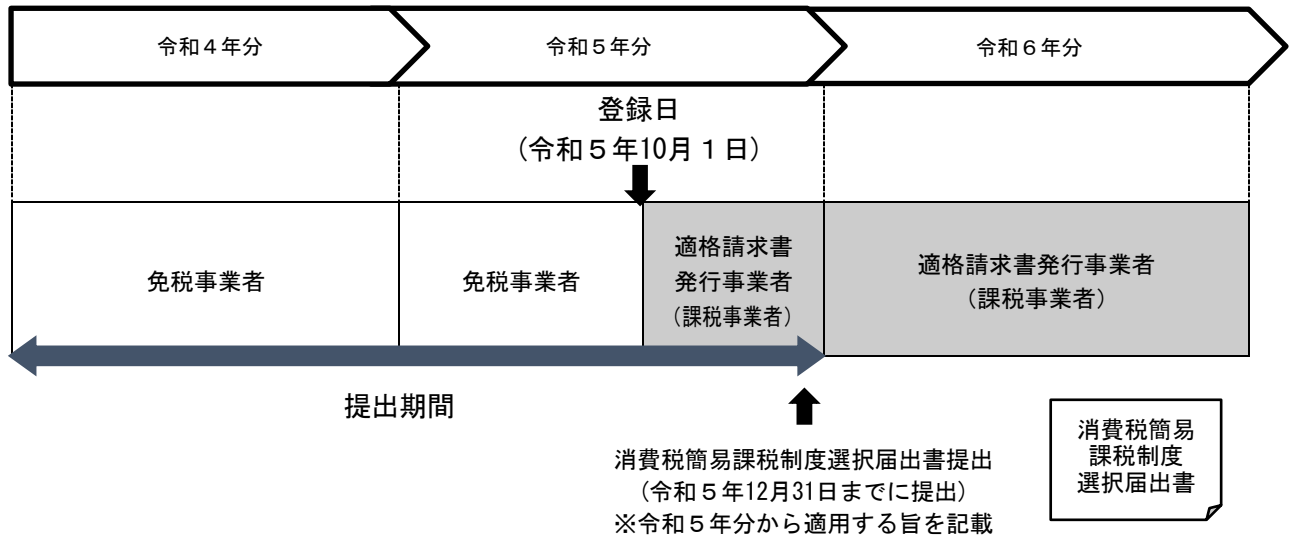
免税事業者が令和5年10月1日の属する課税期間中に登録を受けることとなった場合には、登録日（令和5年10月1日より前に登録の通知を受けた場合であっても、登録の効力は登録日である令和5年10月1日から生じます。）から課税事業者となる経過措置が設けられています。

この経過措置の適用を受ける事業者が、登録日の属する課税期間中にその課税期間から簡易課税制度の適用を受ける旨を記載した「消費税簡易課税制度選択届出書」を、納税地を所轄する税務署長に提出した場合には、その課税期間の初日の前日に消費税簡易課税制度選択届出書を提出したものとみなされます。

したがって、ご質問の場合、令和5年10月1日の属する課税期間中にその課税期間から簡易課税制度の適用を受ける旨を記載した「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出することにより、その課税期間から、簡易課税制度の適用を受けることができます。

《消費税簡易課税制度選択届出書の提出》

(例) 免税事業者である個人事業者が令和5年10月1日から登録を受けた場合で、令和5年分の申告において簡易課税制度の適用を受けるとき



(登録申請から登録通知までの期間)

問8 登録申請書を提出してから登録の通知を受けるまでにどの程度の期間がかかりますか。

【答】

登録申請書を提出してから登録の通知を受けるまでの期間については、提出された登録申請書の件数や個々の審査等に要する期間によって異なりますが、おおまかな目安として、

- ・ 書面で提出された登録申請書については1か月程度
- ・ e-Taxで提出された登録申請書については2週間程度

の期間を見込んでいるところです。

現在、登録申請の受付開始直後で多くの登録申請書が提出されたこと、また、記載誤りや記載漏れ等が多く見受けられ、上記の期間内に登録通知が終了しないケースが発生しております。

まだ登録通知が届いていない方におかれましては、提出された登録申請書は順次審査をしておりますので、登録処理終了までしばらくお待ちいただくようお願いいたします。

また、これから登録申請書を提出される事業者の方におかれましては、提出前に記載誤りや記載漏れ等がないかどうか確認の上、ご提出をお願いいたします。

なお、インボイス制度特設サイトに「適格請求書発行事業者の登録申請書の提出に当たりご注意ください」も掲載しておりますので、ご覧ください。

(登録の任意性)

問9 当社は、軽減税率対象品目の販売を行っていませんが、適格請求書発行事業者の登録を必ず受けなければなりませんか。

【答】

適格請求書を交付できるのは、登録を受けた適格請求書発行事業者に限られますが、適格請求書発行事業者の登録を受けるかどうかは事業者の任意です。

ただし、登録を受けなければ、適格請求書を交付することができないため、取引先が仕入税額控除を行うことができませんので、このような点を踏まえ、登録の必要性をご検討ください。

また、適格請求書発行事業者は、販売する商品に軽減税率対象品目があるかどうかを問わず、取引の相手方（課税事業者に限ります。）から交付を求められたときには、適格請求書を交付しなければなりません。

一方で、消費者や免税事業者など、課税事業者以外の者に対する交付義務はありませんので、例えば、顧客が消費者のみの場合には、必ずしも適格請求書を交付する必要はありません。このような点も踏まえ、登録の必要性をご検討ください。

(登録申請書等の入手方法)

問10 インボイス制度に関する登録申請書等の様式はどのように入手できますか。

【答】

令和3年10月1日以降に受付を開始するインボイス制度に関する登録申請書等の様式については、インボイス制度特設サイト内「[申請手続](#)」に公開されています。

なお、登録申請書等は、e-Taxを利用して提出できますので、ぜひご利用ください（個人事業者はスマートフォンでも手続が可能となります。）。詳しくは、インボイス制度特設サイト内「[申請手続](#)」に掲載されている「[適格請求書発行事業者の登録申請データ作成マニュアル（e-Taxソフト（WEB版））](#)」等をご覧ください。

また、郵送等により登録申請書等を提出する場合の送付先は、各国税局のインボイス登録センターとなります。インボイス登録センターの所在地は、インボイス制度特設サイト内「[申請手続](#)」をご覧ください。

Ⅲ 適格請求書発行事業者の義務等

(適格請求書に記載が必要な事項)

問11 当社は、事業者に対して飲食料品及び日用雑貨の卸売を行っています。適格請求書の記載事項を満たす請求書を取引先に交付したいと考えていますが、どのような対応が必要ですか。

【答】

適格請求書には、次の事項が記載されていることが必要です（区分記載請求書等保存方式における請求書等の記載事項に加え、①、④及び⑤の下線部分が追加されます。）。

- ① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
- ② 課税資産の譲渡等を行った年月日
- ③ 課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容（課税資産の譲渡等が軽減対象資産の譲渡等である場合には、資産の内容及び軽減対象資産の譲渡等である旨）
- ④ 課税資産の譲渡等の税抜価額又は税込価額を税率ごとに区分して合計した金額及び適用税率
- ⑤ 税率ごとに区分した消費税額等
- ⑥ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

このため、貴社の対応としては、適格請求書として必要な事項（上記①、④及び⑤の下線部分）を記載することが必要です。

なお、適格請求書の様式は、法令等で定められていません。適格請求書として必要な事項が記載された書類（請求書、納品書、領収書、レシート等）であれば、その名称を問わず、適格請求書に該当します。

適格請求書の記載例等については、「消費税の仕入税額控除制度における適格請求書等保存方式に関するQ&Aの問43」をご覧ください。

取引の全てが標準税率の対象品目であった場合の記載事項については、「消費税の仕入税額控除制度における適格請求書等保存方式に関するQ&Aの問58」をご覧ください。

(参考) 令和5年9月30日以前に交付する区分記載請求書等に登録番号を記載したり、適格請求書の記載事項を満たした請求書等を令和5年9月30日以前に交付しても差し支えありません。

詳細については、「消費税の仕入税額控除制度における適格請求書等保存方式に関するQ&Aの問60」をご覧ください。

(複数書類で適格請求書の記載事項を満たす場合の消費税額等の端数処理)

問12 当社は、商品の納品の都度、取引先に納品書を交付しています。令和5年10月から、納品書に、税率ごとに区分して合計した税込価額、適用税率と納品書ごとに計算した消費税額等の記載を追加するとともに、請求書に登録番号の記載を追加すれば、納品書と請求書を合わせて適格請求書の記載事項を満たすこととなりますか。また、その場合、端数処理はどのように行えばよいでしょうか。

【答】

適格請求書とは、必要な事項が記載された請求書、納品書等の書類をいいますが、一の書類のみで全ての記載事項を満たす必要はなく、交付された複数の書類相互の関連が明確であり、適格請求書の交付対象となる取引内容を正確に認識できる方法（例えば、請求書に納品書番号を記載する方法など）で交付されていれば、これら複数の書類に記載された事項により適格請求書の記載事項を満たすことができます。

このため、ご質問のように納品書に商品名等の「課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容（課税資産の譲渡等が軽減対象資産の譲渡等である場合には、資産の内容及び軽減対象資産の譲渡等である旨）」、「課税資産の譲渡等の税抜価額又は税込価額を税率ごとに区分して合計した金額及び適用税率」及び「税率ごとに区分した消費税額等」の記載を追加するとともに、「登録番号」を請求書に記載した場合は、納品書と請求書を合わせて適格請求書の記載事項を満たすこととなります。

この場合、納品書に「税率ごとに区分した消費税額等」を記載するため、納品書につき税率ごとに1回の端数処理を行うこととなります。（※）

納品書や請求書の記載例等については、「[消費税の仕入税額控除制度における適格請求書等保存方式に関するQ&Aの問55](#)」をご覧ください。

（※） 適格請求書の記載事項である消費税額等に1円未満の端数が生じる場合は、一の適格請求書につき、税率ごとに1回の端数処理を行う必要があります。

なお、切上げ、切捨て、四捨五入などの端数処理の方法については、任意の方法とすることができます。

詳細については、「[消費税の仕入税額控除制度における適格請求書等保存方式に関するQ&Aの問46](#)」をご覧ください。

一定期間の取引をまとめた請求書を交付する場合の対応については、「[消費税の仕入税額控除制度における適格請求書等保存方式に関するQ&Aの問54](#)」をご覧ください。

IV 適格請求書等保存方式の下での仕入税額控除の要件

(免税事業者からの仕入れに係る経過措置)

問13 インボイス制度開始後の一定期間、免税事業者等からの仕入税額相当額の一定割合を控除できる経過措置について教えてください。

【答】

インボイス制度の下では、適格請求書発行事業者以外の者（消費者、免税事業者又は登録を受けていない課税事業者）からの課税仕入れについては、仕入税額控除のために保存が必要な請求書等の交付を受けることができないことから、仕入税額控除を行うことができません。

ただし、インボイス制度開始から一定期間は、適格請求書発行事業者以外の者からの課税仕入れであっても、仕入税額相当額の一定割合を仕入税額とみなして控除できる経過措置が設けられています。

経過措置を適用できる期間等は、次のとおりです。

- ・令和5年10月1日から令和8年9月30日までは仕入税額相当額の80%
- ・令和8年10月1日から令和11年9月30日までは仕入税額相当額の50%

なお、この経過措置の適用を受けるためには、必要事項が記載された帳簿及び請求書等の保存が要件となります。

詳細については、「消費税の仕入税額控除制度における適格請求書等保存方式に関するQ&Aの問86」をご覧ください。

インボイス制度の下での仕入税額控除の要件については、「消費税の仕入税額控除制度における適格請求書等保存方式に関するQ&Aの問65」をご覧ください。